

保国発 1030 第1号
平成 29 年 10 月 30 日

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

(公 印 省 略)

国民健康保険制度の改正に伴う財務の取扱いについて

平成 30 年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い、改正後の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 10 条に基づき、都道府県は、新たに国民健康保険特別会計を創設するとされたところである。

また、市町村も国民健康保険の保険者として、引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険者業務を担うが、医療給付等に必要な資金は都道府県から保険給付費等交付金の交付を受ける一方で、徴収した保険料(税)は基本的に都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付することとなるため、新たな制度に対応した国民健康保険特別会計の改正を行う必要がある。

今般、別添のとおり保険者における財務の取扱いをまとめたことから、都道府県において留意いただくとともに、貴管下保険者に対する財務上の指導にあつては、遺漏のないよう留意されたい。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

国民健康保険制度の改正に伴う財務の取扱いについて

第1 都道府県における財務

都道府県においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)並びに地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定に基づいてこれを取り扱うべきであるが、予算編成を行う際は別紙について参照のうえ予算計上すること。また、予算科目例については、別表(1)の例によることとするが、予算の科目設定について地方自治法の規定に基づき、適宜組み直して差し支えない。

第2 市町村における財務

市町村においては、地方自治法並びに地方財政法の規定に基づいてこれを取り扱うべきであるが、予算編成を行う際は別紙について参照のうえ予算計上すること。また、予算科目例については、別表(2)の例によることとするが、歳出の目を予算の科目設定について地方自治法の規定に基づき、適宜組み直して差し支えない。

なお、市町村は予算計上する際、事業勘定関係と直営診療施設勘定関係を区別して計上すること。

第3 国民健康保険組合における財務

国民健康保険組合においては、法令に別段の規定あるもののほか、以下の通りに取り扱うこと。

1. 予算の編成

- 1 保険料その他一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出は、これを予算に計上すること。
- 2 収入特に補助金、繰越金、過年度収入は過大に見積らず、確実な基礎によりこれを計上すること。
- 3 事務所費は、なるべく当該年度の初日における療養の給付に要する費用の見込額の100分の10以内に止めることが適当であること。
- 4 保険給付費については、実績を基礎とし、かつ、将来の増減を正確に見積もりこれを計上すること。
- 5 予備費については、療養の給付に要する費用の見込額の100分の5以上を計上することが適当であること。
- 6 予算の更正又は追加は年度経過後においては、これを行わないこと。

- 7 予算の様式は、地方自治法施行規則第 14 条に規定する様式に準ずること。
- 8 予算科目の概目は別表(3)の例によること。特に必要がある場合には概目に掲げるもののほかに適宜設けることができること。

II. 予算の執行

- 1 収入は、納入告知書を発し、これにより収入すること。
- 2 収入の所属年度は、次によること。
 - イ 法令をもって、納期を定めてある収入は、その納期末日の属する年度
 - ロ 随時の収入で納入告知書を発する者は、その納入告知書を発した日の属する年度
 - ハ 随時の収入で納入告知書を発しないものは、領収した日の属する年度。ただし、組合債補助金及び寄附金の類にあっては、その収入を予算計上した年度
 - ニ 一部負担金については、前二号にかかわらず、その収入すべき事実の生じた日の属する年度。ただし、請求書に二年度にわたる事実の記載があることにより、所属年度を区分し難い場合においては、その後位の年度の属する年度
- 3 支出の所属年度は、次によること。
 - イ 職員給、旅費その他の給与の類は、その支給すべき事実の日の生じた日の属する年度。ただし、別に定まった支払期日があるときは、その支払期日の属する年度
 - ロ 物件の購入代金の類は、契約した日の属する年度。ただし、契約により定めた支払期日のあるときは、その支払期日の属する年度
 - ハ 保険給付費は、その支給すべき日の生じた日の属する年度。ただし、請求書に二年度にわたる事実の記載があるために、所属年度を区分し難い場合にあっては、その後位の年度の属する年度
 - ニ 組合債の元利金の類で、支払期日の定まっているものはその支払年度の属する年度
 - ホ 積立金、負担金、寄附金の類は、積立又は支払を予算した年度
 - ヘ 前各号に掲げるものを除く外は、すべて支払命令を発した日の属する年度
- 4 歳計剰余金は、なるべく多額を準備金に積立てること。この場合は、翌年度の収入予算に編入することなく、決算残金処分により、直ちにこれを積立てること。

- 5 年度始めにおいて、その年度に属する支払上の現金に不足のある場合においては、前年度の収支残金を以て、支払いにあてることができること。ただし、右は前年度の支払に支障のない限度においてこれをなすこと。
- 6 一時借入金をするのできる限度は、毎年度組合会の議決を経ること。
- 7 費目流用又は予備費充当は、必要の都度必要額に限り、出納閉鎖期日までこれを行うことができること。
- 8 遠隔の地において支払をなす経費、旅費、訴訟費用、前金支払でなければ、購入又は借入の契約を行うことが困難なものについては、概算払を行うことができること。
- 9 誤収入又は過収入は、これを収入した科目から払い戻すこと。
- 10 誤払若しくは過度又は概算払は、これを支出した科目に戻入すること。
- 11 出納閉鎖期日後の収入支出は、これを現年度の収入支出とすること。

前項の戻入金で出納閉鎖期日後に処理することになったものも、また、同様であること。

III. 決算の調整

- 1 決算は出納閉鎖期日を経過したときは、なるべく速やかにこれを調整すること。
 - 2 決算は、予算と同一の区分により、これを調整すること。
 - 3 歳計剰余金の処分は、決算とは別個の議案として議決を経ること。
 - 4 会計年度経過後において、収入を以て支出にあてるに不足のあるときは、翌年度の収入を繰上げ、これに充当できること。ただし、この場合においては、その充当に要する額を次により、これを翌年度予算に計上すべきこと。なお、充当に関する一切の措置は、出納閉鎖期日までに終了すべきであること。
- イ 必ず追加予算として計上すること。
- ロ 収入は、適当な財源を求め計上すること。
- ハ 支出は、その繰上充当額を予算概目の諸支出金中「前年度支出繰上充当額」の項及び目を設け計上すること。

IV. 財源

- 1 準備金の積立については、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第20条に基づき、決算剰余金が発生した場合は、過去3ヶ年の保険給付費の単年度平均の額から、過去3ヶ年における国保法第73条第1項の規定による補助額の単年度平均の額を控除した額の12分の1相当の額を積み立てること。
- 2 準備金を有価証券をもって保有する場合、その積立金額は、額面金額をもって計算すること。
- 3 重要な財産の処分方法につき、認可を受けた後、これを実行したときは、速やかにその結果を報告すること。
- 4 準備金、土地、建物、機械器具等のような主要な財産に関する台帳を備えること。

V. 会計事務

- 1 収支の命令者と現金出納者とは、同一人に兼務させないこと。
現金出納を事務員に行わせる場合においても、収支の命令及び通帳、印鑑等の保管は、理事がこれに当ること。
- 2 支払余裕金は、日常の支払に必要なものを除く外、金融機関等に預入しておくこと。
- 3 歳入簿、歳出簿及び現金出納簿の記入は、即日これをして、かつ、その記入を誤らないよう注意すること。
- 4 歳入簿、歳出簿及び現金出納簿には、月計及び通計を記載すること。
- 5 現金出納簿には、準備金その他の財産に属する出納を記載しないこと。ただし、準備金を繰替使用する場合及びその戻入をする場合においては、その受払につき記載すること。
- 6 国民健康保険法施行規則第22条の規定による歳入簿、歳出簿及び現金出納簿の外、左の帳簿を備えること。
 - イ 収入原簿
 - ロ 収入調定簿
 - ハ 過誤納金整理簿及び過誤払金整理簿
 - ニ 費目流用簿及び予備費充当簿
 - ホ 物品購入簿
 - ヘ 備品台帳
- 7 会計事務の整理に遺漏のないようにするため「別紙2」の規定例により、会計事務規程を定めること。この場合において、特別の事由ある組合は、

その実情によりこの規程例の規定の一部を変更して、これを定めてもよいこと。

- 8 証拠書類は、種目毎に整理編綴し、文書保存に関する規定に定める期間これを保存すること。

別表(1)

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（都道府県）

歳入（都道府県分）

款	項	目
1 分担金及び負担金		
	1 負担金	
		1 国民健康保険事業費納付金
		2 財政安定化基金負担金
2 国庫支出金		
	1 国庫負担金	
		1 療養給付費等負担金
		2 高額医療費負担金
		3 特別高額医療費共同事業費負担金
		4 特定健康診査等負担金
		5 財政安定化基金負担金
	2 国庫補助金	
		1 調整交付金
		2 保険者努力支援制度交付金
		3 財政安定化基金補助金
		4 何費国庫補助金
3 療養給付費等交付金		
	1 療養給付費等交付金	
		1 療養給付費等交付金
4 前期高齢者交付金		
	1 前期高齢者交付金	
		1 前期高齢者交付金

5	共同事業交付金		
	1	共同事業交付金	
			1 特別高額医療費共同 事業交付金
6	財産収入		
	1	財産運用収入	
			1 財産貸付収入
			2 利子及び配当金
7	寄附金		
	1	寄附金	
			1 一般寄附金
			2 何寄附金
8	繰入金		
	1	他会計繰入金	
			1 一般会計繰入金
	2	基金繰入金	
			1 財政安定化基金繰入 金
9	繰越金		
	1	繰越金	
			1 何繰越金
10	諸収入		
	1	延滞金、加算金及び 過料	
			1 延滞金
			2 加算金
			3 過料
	2	貸付金元利収入	
			1 財政安定化基金貸付 金返還金
	3	受託事業収入	
			1 何々受託事業収入
	4	預金利子	
			1 預金利子
	5	雑入	

		1 滞納処分費
		2 弁償金
		3 違約金及び延納利息
		4 小切手未払資金組入れ
		5 雑入

歳入予算にかかる節の区分(都道府県)

目	節・細節	摘要
1 国民健康保険事業費 納付金		節の記載がない科目については、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた節の区分によること。
	1 医療給付費分	
	一般被保険者医療給付費分	
	退職被保険者等医療給付費分	
	2 後期高齢者支援金等分	
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	
		退職被保険者等後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分	
2 財政安定化基金負担金		
	1 財政安定化基金負担金	平成 32 年度以降に発生する。
1 療養給付費等負担金		
	1 現年度分	
	2 過年度分	平成 31 年度以降に発生する。
2 高額医療費負担金		

3	特別高額医療費共同 事業費負担金		
4	特定健康診査等負担 金		
		1 現年度分	
		2 過年度分	平成 31 年度以降に発生 する。
5	財政安定化基金負担 金		平成 32 年度以降に発生 する。
1	調整交付金		
		1 普通調整交付金	
		2 特別調整交付金	暫定措置(300 億円)分含 む
2	保険者努力支援制度 交付金		
3	財政安定化基金補助 金		
4	何費国庫補助金		
1	療養給付費等交付金		
1	前期高齢者交付金		
		1 現年度分	
		2 過年度分	
1	特別高額医療費共同 事業交付金		
1	財産貸付収入		
2	利子及び配当金		
		1 財政安定化基金預金 利子	
		2 その他基金預金利子	
1	一般寄附金		
2	何寄附金		
1	一般会計繰入金		
		1 特定健康診査等負担 金繰入金	
		2 都道府県繰入金	

	3 高額医療費負担金繰入金	
	4 職員給与費等繰入金	
	5 財政安定化基金支出金繰入金	平成 32 年度以降に発生する。
	6 その他一般会計繰入金	
1 財政安定化基金繰入金		
	1 財政安定化基金繰入金	
	2 特例基金繰入金	
1 何繰越金		
	1 何繰越金	
1 延滞金		
2 加算金		
3 過料		
1 財政安定化基金貸付金返還金		
	1 財政安定化基金貸付金返還金	平成 32 年度以降に発生する。
1 何々受託事業収入		
1 預金利子		
1 滞納処分費		
2 弁償金		
3 違約金及び延納利息		
4 小切手未払資金組入れ		
5 雑入		
	1 保険給付費等交付金返還金	平成 31 年度以降に発生する。

歳出(都道府県分)

款	項	目
1 総務費		
	1 総務管理費	
		1 一般管理費
		2 国民健康保険団体連 合会負担金
	2 運営協議会費	
		1 運営協議会費
	3 何々費	
		1 何々費
2 保険給付費等交付金		
	1 保険給付費等交付金	
		1 普通交付金
		2 特別交付金
3 後期高齢者支援金等		
	1 後期高齢者支援金等	
		1 後期高齢者支援金
		2 後期高齢者関係事務 費拠出金
4 前期高齢者納付金等		
	1 前期高齢者納付金等	
		1 前期高齢者納付金
		2 前期高齢者関係事務 費拠出金
5 介護納付金		
	1 介護納付金	
		1 介護納付金
6 病床転換支援金等		
	1 病床転換支援金等	
		1 病床転換支援金
		2 病床転換助成関係事 務費拠出金
7 共同事業拠出金		
	1 共同事業拠出金	

		1 特別高額医療費共同 事業事業費拠出金
		2 特別高額医療費共同 事業事務費拠出金
8 財政安定化基金支出 金		
	1 財政安定化基金支出 金	
		1 財政安定化基金貸付 金
		2 財政安定化基金交付 金
9 保健事業費		
	1 保健事業費	
		1 何々
10 基金積立金		
	1 基金積立金	
		1 財政安定化基金積立 金
		2 何々基金積立金
11 公債費		
	1 公債費	
		1 元金
		2 利子
		3 公債諸費
12 諸支出金		
	1 償還金及び還付加算 金	
		1 療養給付費等負担金 償還金
		2 療養給付費等交付金 償還金
		3 特定健康診査等負担 金償還金
13 繰出金		

	1 繰出金	
		1 一般会計繰出金
14 予備費		
	1 予備費	
		1 予備費

1 繰上充用をやむを得ず行う都道府県あつては、予備費の前に(款)繰上充用金、(項)繰上充用金、(目)繰上充用金を設けて繰上充用金を計上すること。

別表(2)

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分(市町村)

歳入(市町村分)

款	項	目
1 国民健康保険料(税)		
	1 国民健康保険料(税)	
		1 一般被保険者国民健康保険料(税)
		2 退職被保険者等国民健康保険料(税)
2 一部負担金		
	1 一部負担金	
		1 一般被保険者一部負担金
		2 退職被保険者等一部負担金
3 分担金及び負担金		
	1 分担金	
		1 何費分担金
	2 負担金	
		1 何費負担金
4 使用料及び手数料		
	1 使用料	

		1 健康管理センター使用料
		2 何使用料
	2 手数料	
		1 総務手数料
		2 督促手数料
5 国庫支出金		
	2 国庫補助金	
		1 災害臨時特例補助金
6 都道府県支出金		
	1 都道府県補助金	
		1 保険給付費等交付金
		2 何費補助金
	2 財政安定化基金交付金	
		1 財政安定化基金交付金
7 連合会支出金		
	1 連合会補助金	
		1 健康管理センター整備費補助金
8 財産収入		
	1 財産運用収入	
		1 財産貸付収入
		2 利子及び配当金
	2 財産売払収入	
		1 不動産売払収入
		2 物品売払収入
9 寄附金		
	1 寄附金	
		1 一般寄附金
		2 何寄附金
10 繰入金		
	1 他会計繰入金	
		1 一般会計繰入金

	2 基金繰入金	
		1 何基金繰入金
	3 直営診療施設勘定繰入金	
		1 直営診療施設勘定繰入金
11 繰越金		
	1 繰越金	
		1 何繰越金
12 諸収入		
	1 延滞金、加算金及び過料	
		1 延滞金
		2 加算金
		3 過料
	2 預金利子	
		1 預金利子
	3 受託事業収入	
		1 特定健康診査等受託料
	4 雑入	
		1 滞納処分費
		2 弁償金
		3 違約金及び延納利息
		4 小切手未払資金組入れ
		5 一般被保険者第三者納付金
		6 退職被保険者等第三者納付金
		7 一般被保険者返納金
		8 退職被保険者等返納金
		9 療養給付費等負担金
		10 療養給付費等交付金

		11 特定健康診査等負担金
		12 雑入
13 市町村債		
	1 市町村債	
		1 市町村債
	2 財政安定化基金貸付金	
		1 財政安定化基金貸付金

歳入予算に係る節の区分(市町村)

目	節	摘要
1 一般被保険者国民健康保険料(税)		節の記載がない科目については、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた節の区分によること。
	1 医療給付費分現年課料(税)分	
	2 後期高齢者支援金分現年課料(税)分	
	3 介護納付金分現年課料(税)分	
	4 医療給付費分滞納繰越分	
	5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	
	6 介護納付金分滞納繰越分	
2 退職被保険者等国民健康保険料(税)		
	1 医療給付費分現年課料(税)分	
	2 後期高齢者支援金分現年課料(税)分	
	3 介護納付金分現年課料(税)分	

	4	医療給付費分滞納繰越分	
	5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	
	6	介護納付金分滞納繰越分	
1		一般被保険者一部負担金	
	1	現年分	
	2	滞納繰越分	
2		退職被保険者等一部負担金	
	1	現年分	
	2	滞納繰越分	
1		何費分担金	
1		何費負担金	
1		健康管理センター使用料	
	1	保健指導使用料	
	2	健康増進指導使用料	
	3	検診使用料	
2		何使用料	
1		総務手数料	
2		督促手数料	
1		災害臨時特例補助金	
1		保険給付費等交付金	
	1	普通交付金	
	2	特別交付金	
		保険者努力支援分	
		特別調整交付金分（市町村分）	
		都道府県繰入金（2号分）	
		特定健康診査等負担金	

2	何費補助金		
		1	何費補助金
1	財政安定化基金交付金		
		1	財政安定化基金交付金
1	健康管理センター整備費補助金		
1	財産貸付収入		
2	利子及び配当金		
1	不動産売払収入		
2	物品売払収入		
1	一般寄附金		
2	何寄附金		
1	一般会計繰入金		
		1	保険基盤安定繰入金 (保険料(税)軽減分)
		2	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)
		3	職員給与費等繰入金
		4	出産育児一時金等繰入金
		5	財政安定化支援事業繰入金
		6	その他一般会計繰入金
1	何基金繰入金		
		1	何基金繰入金
1	直営診療施設勘定繰入金		
		1	直営診療施設勘定繰入金
2	何繰越金		
		1	何繰越金
1	延滞金		

	1 一般被保険者延滞金	
	2 退職被保険者等延滞金	
2 加算金		
	1 一般被保険者加算金	
	2 退職被保険者等加算金	
3 過料		
1 預金利子		
1 特定健康診査等受託料		
1 滞納処分費		
2 弁償金		
3 違約金及び延納利息		
4 小切手未払資金組入れ		
5 一般被保険者第三者納付金		
6 退職被保険者等第三者納付金		
7 一般被保険者返納金		
8 退職被保険者返納金		
9 療養給付費等負担金		平成 30 年度のみ時限的措置
	1 過年度分	
10 療養給付費等交付金		
	1 過年度分	
11 特定健康診査等負担金		
	1 過年度分	
12 雑入		
1 市町村債		
1 財政安定化基金貸付金		

歳出(市町村分)

款	項	目
1 総務費		
	1 総務管理費	
		1 一般管理費
		2 国民健康保険団体連 合会負担金
	2 徴収費	
		1 賦課徴収費
		2 納付奨励費
		3 滞納処分費
	3 運営協議会費	
		1 運営協議会費
2 保険給付費		
	1 療養諸費	
		1 一般被保険者療養給 付費
		2 退職被保険者等療養 給付費
		3 一般被保険者療養費
		4 退職被保険者等療養 費
		5 審査支払手数料
	2 高額療養費	
		1 一般被保険者高額療 養費
		2 退職被保険者等高額 療養費
		3 一般被保険者高額介 護合算療養費
		4 退職被保険者等高額 介護合算療養費
	3 移送費	
		1 一般被保険者移送費

		2 退職被保険者等移送費
	4 出産育児諸費	
		1 出産育児一時金
		2 審査支払手数料
		3 助産給付費
		4 助産費
	5 葬祭諸費	
		1 葬祭給付費
		2 葬祭費
	6 育児諸費	
		1 育児給付費
		2 育児手当金
	7 何々	
		1 何々
3 国民健康保険事業費納付金		
	1 医療給付費分	
		1 一般被保険者医療給付費分
		2 退職被保険者等医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分	
		1 一般被保険者後期高齢者支援金等分
		2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分	
		1 介護納付金分
4 共同事業拠出金		
	1 共同事業拠出金	
		1 共同事業拠出金
5 財政安定化基金拠出金		

	1 財政安定化基金拠出金	
		1 財政安定化基金拠出金
6 保健事業費		
	1 保健事業費	
		1 保健衛生普及費
		2 疾病予防費
		3 何々
	2 特定健康診査等事業費	
		1 特定健康診査等事業費
	3 健康管理センター事業費	
		1 施設管理費
		2 保健指導事業費
		3 健康増進指導事業費
		4 検診事業費
		5 施設整備費
7 基金積立金		
	1 基金積立金	
		1 何基金積立金
8 公債費		
	1 公債費	
		1 元金
		2 利子
		3 公債諸費
	2 広域化等支援基金償還金	
		1 広域化等支援基金償還金
	3 財政安定化基金償還金	

		1 財政安定化基金償還金
9 諸支出金		
	1 償還金及び還付加算金	
		1 一般被保険者保険料(税)還付金
		2 退職被保険者等保険料(税)還付金
		3 小切手支払未済償還金
		4 一般被保険者保険料(税)還付加算金
		5 退職被保険者等保険料(税)還付加算金
		6 保険給付費等交付金償還金
		7 療養給付費等負担金償還金
		8 療養給付費等交付金償還金
		9 特定健康診査等負担金償還金
		10 その他償還金
	2 延滞金	
		1 延滞金
	3 繰出金	
		1 一般会計繰出金
		2 直営診療施設勘定繰出金
10 予備費		
	1 予備費	
		1 予備費

- 1 保険者の規模により賦課徴収の事務に従事する職員の給与費をその他の職員の給与費と区別して計上することを適当とする市町村にあつては、(款)総務費の(項)徴収費に第1目徴収総務費を設け、賦課徴収の事務に従事する職員の給与費を計上することができる。
- 2 繰上充用をやむを得ず行う市町村にあつては、予備費の前に(款)繰上充用金、(項)繰上充用金、(目)繰上充用金を設けて繰上充用金を計上すること。
- 3 (款)諸支出金、(項)償還金及び還付加算金、(目)療養給付費等負担金償還金、療養給付費等交付金償還金及び特定健康診査等負担金償還金は、平成29年度分の療養給付費等負担金、療養給付費等交付金及び特定健康診査等負担金の精算に伴う償還のためのものであることから、当該目は平成30年度のみの特時的措置となることに留意すること。
- 4 (款)財政安定化基金拠出金(項)財政安定化基金拠出金(目)財政安定化基金拠出金、及び(款)公債費(項)財政安定基金償還金(目)財政安定基金償還金については、平成32年度以降から発生する費用であることに留意すること。

直営診療施設勘定

歳入(直営診療施設勘定分)

款	項	目
1 診療収入		
	1 入院収入	
		1 国民健康保険診療報酬収入
		2 社会保険診療報酬収入
		3 後期高齢者医療保険診療報酬収入
		4 その他の診療報酬収入
		5 一部負担金収入
		6 標準負担額収入
		7 介護報酬収入
	2 外来収入	

		1 国民健康保険診療報酬収入
		2 社会保険診療報酬収入
		3 後期高齢者医療保険診療報酬収入
		4 その他の診療報酬収入
		5 一部負担金収入
		6 介護報酬収入
	3 その他の診療収入	
		1 諸検査等収入
2 分担金及び負担金		
	1 分担金	
		1 何費分担金
	2 負担金	
		1 何費負担金
3 使用料及び手数料		
	1 使用料	
		1 何使用料
	2 手数料	
		1 文書料
		2 何手数料
4 国庫支出金		
	1 国庫補助金	
		1 施設整備費補助金
		2 何補助金
5 都(道府県)支出金		
	1 都(道府県)補助金	
		1 何補助金
6 財産収入		
	1 財産運用収入	
		1 財産貸付収入
		2 利子及び配当金
	2 財産売払収入	

		1 不動産売却収入
		2 物品売却収入
7 寄附金		
	1 寄附金	
		1 何寄附金
8 繰入金		
	1 他会計繰入金	
		1 一般会計繰入金
		2 何会計繰入金
	2 基金繰入金	
		1 何基金繰入金
	3 事業勘定繰入金	
		1 事業勘定繰入金
9 繰越金		
	1 繰越金	
		1 繰越金
10 諸収入		
	1 現金利子	
		1 現金利子
	2 受託事業収入	
		1 特定健康診査等受託料
	3 雑入	
		1 弁償金
		2 違約金及び延納利息
		3 小切手未払資金組入れ
		4 雑入
11 市町村債		
	1 市町村債	
		1 市町村債

歳入の予算に係る節(直営診療施設勘定分)

目	節	摘要
1 国民健康保険診療報酬収入		節の記載がない科目については、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた節の区分によること。
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
2 社会保険診療報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
3 後期高齢者医療保険診療報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
4 その他の診療報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
5 一部負担金収入		
	1 医療給付分現年分	
	2 介護給付分現年分	
	3 医療給付分未収繰越分	
	4 介護給付分未収繰越分	
6 標準負担額収入		
	1 医療給付分現年分	
	2 介護給付分現年分	
	3 医療給付分未収繰越分	
	4 介護給付分未収繰越分	
7 介護報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	

1 国民健康保険診療報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
2 社会保険診療報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
3 後期高齢者医療保険診療報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
4 その他の診療報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
5 一部負担金収入		
	1 医療給付分現年分	
	2 介護給付分現年分	
	3 医療給付分未収繰越分	
	4 介護給付分未収繰越分	
6 介護報酬収入		
	1 現年分	
	2 未収繰越分	
1 諸検査等収入		
1 何費分担金		
1 何費負担金		
1 何使用料		
1 文書料		
2 何手数料		
1 施設整備費補助金		
2 何補助金		
1 何補助金		
1 財産貸付収入		

歳出（直営診療施設勘定分）

2 利子及び配当金		
1 不動産売払収入		
2 物品売払収入		
1 何寄附金		
1 一般会計繰入金		
	1 一般会計繰入金	
2 何会計繰入金		
	1 何会計繰入金	
1 何基金繰入金		
	1 何基金繰入金	
1 事業勘定繰入金		
	1 事業勘定繰入金	
1 繰越金		
	1 繰越金	
1 預金利子		
1 特定健康診査等受託料		
	1 市町村国保分	
	2 市町村国保以外分	
1 弁償金		
2 違約金及び延滞利息		
3 小切手未払資金組入れ		
4 雑入		
1 市町村債		

歳出（直営診療施設勘定分）

款	項	目
1 総務費		
	1 施設管理費	
		1 一般管理費
		2 連合会負担金
	2 研究研修費	
		1 研究研修費

2 医業費		
	1 医業費	
		1 医療用機械器具費
		2 医療用消耗機材費
		3 医療用衛生材料費
		4 寝具費
		5 何々
	2 給食費	
		1 給食用器具費
		2 給食用賄材料費
3 施設整備費		
	1 施設整備費	
		1 施設整備費
4 基金積立金		
	1 基金積立金	
		1 何基金積立金
5 公債費		
	1 公債費	
		1 元金
		2 利子
		3 公債諸費
6 諸支出金		
	1 償還金	
		1 償還金
		2 小切手支払未済償還金
	2 繰出金	
		1 一般会計繰出金
		2 事業勘定繰出金
7 予備費		
	1 予備費	
		1 予備費

別表(3)

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（組合）

歳入（組合分）

款	項	目
1 国民健康保険料		
	1 国民健康保険料	
		1 国民健康保険料
2 一部負担金		
	1 一部負担金	
		1 一部負担金
3 分担金及び負担金		
	1 分担金	
		1 何費分担金
	2 負担金	
		1 何費負担金
4 使用料及び手数料		
	1 使用料	
		1 健康管理センター使用料
		2 何使用料
	2 手数料	
		1 総務手数料
		2 督促手数料
5 国庫支出金		
	1 国庫負担金	
		1 国民健康保険組合事務費負担金
	2 国庫補助金	
		1 国民健康保険組合療養給付費補助金等
		2 国民健康保険組合出産育児一時金等補助金
		3 国民健康保険組合特定健康診査等補助金

		4 国民健康保険組合災害臨時特例補助金
6 前期高齢者交付金		
	1 前期高齢者交付金	
		1 前期高齢者交付金
7 都道府県支出金		
	1 都道府県補助金	
		1 国民健康保険組合特定健康診査等補助金
		2 何補助金
8 共同事業交付金		
	1 共同事業交付金	
		1 高額医療費共同事業交付金
9 財産収入		
	1 財産運用収入	
		1 財産貸付収入
		2 利子及び配当金
	2 財産売却収入	
		1 不動産売却収入
		2 物品売却収入
10 寄附金		
	1 寄附金	
		1 一般寄附金
		2 何寄附金
11 繰入金		
	1 他会計繰入金	
		1 一般会計繰入金
	2 準備金繰入金	
		1 準備金繰入金
	3 直営診療施設勘定繰入金	
		1 直営診療施設勘定繰入金
12 繰越金		

	1 繰越金	
		1 何繰越金
13 諸収入		
	1 延滞金、加算金及び過 怠金	
		1 延滞金
		2 加算金
		3 過怠金
	2 預金利子	
		1 預金利子
	3 雑入	
		1 滞納処分費
		2 弁償金
		3 違約金及び延納利息
		4 小切手未払資金組入
		5 第三者納付金
		6 返納金
		7 雑入
14 組合債		
	1 組合債	
		1 組合債

歳入予算に係る節の区分(組合)

目	節	摘要
1 国民健康保険料		
	1 医療給付費分現年分	
	2 後期高齢者支援金分 現年分	
	3 介護納付金分現年分	
	4 後期高齢者組合員分 現年分	
	5 医療給付費分滞納繰 越分	

	6 後期高齢者支援金分 滞納繰越分	
	7 介護納付金分滞納繰 越分	
	8 後期高齢者組合員分 滞納繰越分	
1 一部負担金		
	1 現年分	
	2 滞納繰越分	
1 何費分担金		
1 何費負担金		
1 健康管理センター使用 料		
	1 保健指導使用料	
	2 健康増進指導使用料	
	3 検診使用料	
2 何使用料		
1 総務手数料		
2 督促手数料		
1 国民健康保険組合事 務費負担金		
	1 現年度分	
	2 過年度分	
1 国民健康保険組合療 養給付費補助金等		
	1 国民健康保険組合療 養給付費補助金	
	2 国民健康保険組合後 期高齢者支援金補助金	
	3 国民健康保険組合病 床転換支援金補助金	
	4 国民健康保険組合老 人保健医療費拠出金補 助金	

	5 国民健康保険組合介護納付金補助金	
2 国民健康保険組合出産育児一時金等補助金		
	1 出産育児一時金補助金	
	2 高額医療費共同事業補助金	
3 国民健康保険組合特定健康診査等補助金		
	1 国民健康保険組合特定健康診査等補助金	
4 国民健康保険組合災害臨時特例補助金		
1 前期高齢者交付金		
	1 現年度分	
	2 過年度分	
1 国民健康保険組合特定健康診査等補助金		
	1 国民健康保険組合特定健康診査等補助金	
2 何補助金		
	1 何費補助金	
1 高額医療費共同事業交付金		
1 財産貸付収入		
2 利子及び配当金		
1 不動産売払収入		
2 物品売払収入		
1 一般寄附金		
2 何寄附金		
1 一般会計繰入金		
	1 一般会計繰入金	
1 準備金繰入金		
	1 準備金繰入金	

1 直営診療施設勘定繰入金		
	1 直営診療施設勘定繰入金	
1 何繰越金		
1 延滞金		
2 加算金		
3 過怠金		
1 預金利子		
1 滞納処分費		
2 弁償金		
3 違約金及び延納利息		
4 小切手未払資金組入		
5 第三者納付金		
6 返納金		
7 雑入		
1 組合債		

歳出(組合分)

款	項	目
1 組合会費		
	1 組合会費	
		1 組合会費
2 総務費		
	1 総務管理費	
		1 一般管理費
		2 連合会負担金
	2 徴収費	
		1 賦課徴収費
		2 納入奨励費
		3 滞納処分費
	3 運営協議会費	
		1 運営協議会費

	4 趣旨普及費	
		1 趣旨普及費
3 保険給付費		
	1 療養諸費	
		1 療養給付費
		2 療養費
		3 審査支払手数料
	2 高額療養費	
		1 高額療養費
		2 高額介護合算療養費
	3 移送費	
		1 移送費
	4 出産育児諸費	
		1 出産育児一時金
		2 助産給付費
		3 助産費
	5 葬祭諸費	
		1 葬祭給付費
		2 葬祭費
	6 育児諸費	
		1 育児給付費
		2 育児手当金
	7 何々	
		1 何々
4 後期高齢者支援金等		
	1 後期高齢者支援金等	
		1 後期高齢者支援金
		2 後期高齢者関係事務 費拠出金
5 前期高齢者納付金等		
	1 前期高齢者納付金等	
		1 前期高齢者納付金
		2 前期高齢者関係事務 費拠出金
6 介護納付金		

	1 介護納付金	
		1 介護納付金
7 共同事業拠出金		
	1 共同事業拠出金	
		1 高額医療費共同事業拠出金
		2 高額医療費共同事業事務費拠出金
		3 その他共同事業事務費拠出金
8 保健事業費		
	1 保健事業費	
		1 保健衛生普及費
		2 疾病予防費
		3 何々
	2 特定健康診査等事業費	
		1 特定健康診査等事業費
	3 健康管理センター事業費	
		1 施設管理費
		2 保健指導事業費
		3 健康増進指導事業費
		4 検診事業費
		5 施設整備費
9 積立金		
	1 積立金	
		1 特別積立金
		2 準備金積立金
		3 何積立金
10 組合債費		
	1 組合債費	
		1 元金
		2 利子

		3 組合債諸費
11 諸支出金		
	1 償還金及び還付加算金	
		1 保険料還付金
		2 償還金
		3 小切手支払未済償還金
		4 還付加算金
	2 延滞金	
		1 延滞金
	3 繰出金	
		1 一般会計繰出金
		2 直営診療施設勘定繰出金
12 予備費		
	1 予備費	
		1 予備費

(附表)

何々市、町、村、(組合名)平成何年度保険税(保険料)算定の基礎

第1 世帯主数及び被保険者数

世帯主	何	人
被保険者	何	人

平成何年何月何日現在

(又はその何分増、若しくは何分減)

第2 療養の給付費 円

被保険者1人につき年額 円

(平成何年度実績)

第3 保険税(保険料)

総額 円

内 訳

所得割総額 円 %

資産割総額 円 %

被保険者均等割総額 円 %

世帯別平等割総額 円 %

1 世帯主1人当保険税(料)年額 円

2 被保険者1人当たり 円

「別紙2」 何国民健康保険組合会計事務規程例

「何」国民健康保険組合会計事務規程

第一条 この組合の会計事務は、法令その他別段の規定のある場合を除く外、この規程によりこれを処理しなければならない。

第二条 この組合に左の帳簿を備える。

- 一 歳入簿 第一号様式
- 二 歳出簿 第二号様式
- 三 現金出納簿 第三号様式
- 四 収入原簿 第四号様式
- 五 収入調定簿 第五号様式
- 六 過誤納金整理簿・過誤払金整理簿 第六号様式七 費目流用簿・予備費充当簿 第七号様式
- 八 物品購入簿 第八号様式
- 九 財産台帳 第九号様式
- 十 備品台帳 第十号様式

2 前項第一号から第八号の帳簿は、会計年度毎にこれを調整する。

第三条 収入は、第十一号様式による納入告知書によってこれをしなければならない。ただし、納入告知書を発することのできないものについては、第十二号様式による収入調書を作成しなければならない。

第四条 収入した納入告知書及び前条但書の規定による収入調書は、即日これを種目毎に区分し第十三号様式による収入集計表を附さなければならない。

第五条 督促状は、第十四号様式によらなければならない。

第六条 支出を要するときは、理事長(常務理事)は、その請求書に、請求書のないものは第十五号様式による支出調書を作成し、これに款項種目を朱書し調印しなければならない。ただし、請求書で種目の同じものにあつてはこれを集合し支出調書により支出してもよい。

第七条 支出をしたときは領収書を徴しなければならない。ただし、郵便切手、収入印紙等の類で領収書を徴することのできないものについては、この限りでない。

2 前項の場合にあつては、理事長(常務理事)が支出証明をしなければならない。

第八条 仮払いは、精算書を徴しなければならない。

第九条 収入中誤納又は過納のあるときは、第十六号様式による還付告知書により還付しなければならない。

2 支出中誤払又は過払のあるときは、第十七号様式による返納告知書によりこれを返納させなければならない。

第十条 会計に関する諸帳簿書類の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、二線を劃してその右側又は上位に正書し、その削除にかかる文字は明に読むことができる字体を残さなければならない。

第十一条 歳入簿、歳出簿、現金出納簿その他、計算の連続する帳簿に誤記を発見したときは、最終記帳の次にその事由を記載して計算を更正し、その誤記の箇所には計算を更正した年月日を朱書しなければならない。

附 則

この規程は平成 年 月 日よりこれを施行する。

第一号様式

歳入簿

第何款何々第何項何々第何目何々

年月日	摘要	予算額	調定額	収入額	未収入額	予算額と収入額との差額
		円	円	円	円	円

備考 1 この帳簿は、予算の種目毎に口座を設けること。

2 この帳簿は、収入集計表毎に記載すること。

第二号様式

歳出簿

第何款何々第何項何々第何目何々

年月日	摘要	予算額	支出額	予算残額
		円	円	円

備考 1 この帳簿は、予算の種目毎に口座を設けること。

2 この帳簿は、請求書又は支出決算書毎に記載すること。

3 この帳簿の末尾に上記の様式による一時借入金及び準備金繰替使用の部並びに収支差引残の部を設けること。なお、収支差引残の部には日計額を記載すること。

第三号様式

現金出納簿

年月日	科目	摘要	受	払	残
			円	円	円

一時借入金及準備金繰替使用

年月日	摘要	借入額	返還額	未返還額
		円	円	円

収支差引残

年月日	摘要	収入額	収入累計額	支出額	支出累計額	差引額
		円	円	円	円	円

第四号様式

収入原簿(甲)

世帯番号				世帯主たる被保険者名				
変更年月	等級	被保険者数		変更年月	等級	被保険者数		
種別 月次	保険料				一部負担金			
	調定額	領収 年月日	監督 年月日	摘要	調定額	領収 年月日	監督 年月日	摘要
4月	円				円			
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								

- 備考 1 等級を設けないときは、「等級」欄には記載しない。
 2 保険料及び一部負担金(療養担当者の徴収に係るものを除く。)の収入原簿は、この様式により調製すること。

収入原簿(乙)

番号	調定金	領収年月日	督促年月日	摘要	納入氏名
	円				

備考 保険料及び一部負担金以外の収入原簿は、この様式により種目別に別冊又は口座別として調製する。

第五号様式

収入調定簿

理事長	常務理事	事務担当者	調定年月日	摘要	調定額	歳入簿登記
			平成 年月日	何某外何名分 何月分保険料	円	(印)
			平成 年月日	何某外何名分 調定誤りにつき更生		(印)

備考 この帳簿は種目毎に口座を設けること。

第六号様式

過誤納金 整理簿
過誤払金

過誤納金の部

理事長	常務理事	事務担当者	還付告知 書発布 年月日	収入原 簿番号	領収年月日	還付額	摘要	納入	還付 年月日	科目
						円				

過誤払金の部

理事長	常務理事	事務担当者	返却告知 書発布 年月日	番号	支出 年月日	返納額	摘要	返納入	返納 年月日	科目

第七号様式

費目流用、予備費充当簿

常務 理事	理事	事務 担当者	流用又 は充当 年月日	流用又 は充当 増減別	款	項	目	現在予 算残高	流用又 は充当 額	差引予 算残高	流用又は 充当を要 する理由	歳入簿 登記
								円	円	円		

第八号様式

物品購入簿

理事長	常務 理事	事務 担当者	発注 月日	品目	数量	価格		納入 氏名	受入 月日	支払 月日
						単価	金額			

第九号様式

財産台帳

準備金の部

年月日	摘要	増減額	現在額			備考
			現金	有価証券	計	
			円	円	円	

備考1 「増減額」欄の減は、朱書又は△印を附すること。

2 「現在額」の「有価証券」欄には、額面額を記載すること。

3 「備考欄」には、保険給付費用前三年度平均額を記載して置くこと。

有価証券の内訳

種類	記号番号	額面額		購入 年月日	購入価格	売渡又は 償還年月日	売渡又は 償還価格	備考
					円			

機械器具の部

番号	品名	数量	価格	取得年月日	喪失年月日	備考
			円			

備考 「価格」欄には購入に係るものは、その代価を寄附に係るものは受入当時の見積価格を記載すること。

土地の部

所在	種目	面積	買収金	得喪年月日 及び事由	用法
			円		

第十号様式

備品台帳

年月日	摘要	受	払	残

備考 この帳簿は、種類別に口座を設けること。

第十一号様式(甲)

納入告知書

整理番号	第 号	納付者	
平成 年度	款	項	目

納付額 円
 平成何 年何 月分保険料(又は何々)
 上記金額を平成 年 月 日限り
 この組合に納付されたい。

平成 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏名 (印)

領収書

整理番号	第 号	納付者	
平成 年度	款	項	目

金 円

平成何年何月分保険料(又は何々)
 上記金額を領収した。

平成 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏名 (印)

第十一号様式(乙)

納入告知書

整理番号	第 号	納付者	
平成 年度	一部負担金	一部負担金	現年度分

金 円

内訳

金額	療養給付年月	納付額	被保険者名	備考
円		円		

上記金額を平成 年 月 日限りこの組合に納付されたい。

平成 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏名 (印)

領収書

整理番号	第 号	納付者	
平成 年度	一部負担金	一部負担金	一部負担金

金 円

上記金額を領収した。

平成 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏名 (印)

備考 市町村は条例に規定し、市町村民税の徴税令書の様式に準じ適宜作製して差し支えない。

第十二号様式

収入調書

平成 年度	(款)	(項)	(種目)	月 日収入
金額	摘要		納入	収入原簿番号
円				

備考 療養担当者において徴収した一部負担金については、納入欄に徴収者である療養担当者を記載すること。

第十三号様式

収入集計表

理事長	常務理事	事務担当者	平成 年 月 日収入
平成 年度	(款)	(項)	(種目)
金額	円	「何月分保険料」 (又は何々)	「何通」
現金出納簿登記 (印)		収入原簿登記 (印)	
歳入簿登記 (印)			

備考 この表は、適当な色紙を使用すること。

第十四号様式(甲)

督促状

平成 年 月 日

殿

下記金額を平成 年 月 日限りこの組合に納付されたい。

第 号	平成 年度	(款)	(項)	(種目)
平成 年 月分保険料額		金		円

「何国民健康保険組合」理事長 氏名(印)

備考 この書は、規約例第三一条の規定による督促に使用すること。

第十四号様式(乙)

督促状

平成 年 月 日

殿

下記金額を平成 年 月 日限りこの組合に納付されたい。

指定期間を過ぎ完納しないときは直ちに財産の差押をする。

第 号	平成 年度	(款)	(項)	(種目)
平成 年 月分保険料(税)額		金		円

「何国民健康保険組合」理事長 氏名(印)

備考 この書は、国民健康保険法第八条第二項の規定による督促につき使用すること。

第十五号様式(甲)

支出調書					
理事長	常務理事	事務担当者	科目		
			(款)	(項)	(種目)
平成 年 月 日			現金出納簿登記 (印) 歳出		
支出			簿登記 (印)		
一金 支出総額					
内訳 (請求書何通)					
支出額		摘要		債主	
円					

第十五号様式(乙)

支出調書							
理事長	常務理事	事務担当者	科目				
			(款)	(項)	(種目)		
平成 年 月 日			現金出納簿登記 (印)				
支出			歳出簿登記 (印)				
金「弐千円也」 支出総額							
上記の内「金壹千参百参拾円也」 現に債主に交付を要すべき額							
内訳 請求書何通							
支出額 (療養給付費)	左記の中 債主の徴 収せる一 部負担金 額	差引 要交 付額	摘要	債主	附記		
					療養給付費 に対する一部 負担金算定 額	債主の過徴金 に基く過誤納要 還付一部負担 金	債主徴収せざり しによる要過徴 一部負担金額

備考 この書は療養担当者において一部負担金を徴収する場合の診療報酬請求書につき使用する。

第十六号様式

還付告知書

平成 年 月 日

殿

この組合につき下記金額を受領されたい。

第 号	平成 年度	「何々」ただし「何々」により還付
金額	円	

「何」国民健康保険組合理事長 氏名 (印)

受領書

平成 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

住所

氏名 (印)

下記の金額を受け取りました。

第 号	平成 年度	「何々」ただし「何々」により還付
金額	円	

備考 番号は収入原簿による原番号を記入すること。

第十七号様式

返納告知書

平成 年 月 日

殿

下記金額を平成 年 月 日限りこの組合に返納されたい。

第 号	平成 年度	「何々」ただし「何々」により還付
金額	円	

「何」国民健康保険組合理事長 氏名 (印)

受領書

平成 年 月 日

殿

「何」国民健康保険組合理事長

氏名 (印)

下記の金額を受け取りました。

第 号	平成 年度	「何々」ただし「何々」により還付
金額	円	